

2026年 9 月 29 日

各 位

会社名 Zenken 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 林 順之亮  
(コード：7371 東証グロース)  
問合せ先 取締役管理本部長 業天 邦明  
(TEL. 03-4212-2281)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行及び自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026 年 9 月 29 日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての新株発行（以下、「発行」といいます。）及び自己株式の処分（以下「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行及び処分の概要

<発行>

|                  |                    |
|------------------|--------------------|
| (1) 払込期日         | 2026 年 10 月 28 日   |
| (2) 発行する株式の種類及び数 | 普通株式 20,000 株      |
| (3) 発行価額         | 1 株につき 803 円       |
| (4) 発行総額         | 16,060,000 円       |
| (5) 割当予定先        | 当社従業員 1 名 20,000 株 |

<処分>

|                  |                                           |
|------------------|-------------------------------------------|
| (1) 処分期日         | 2026 年 10 月 28 日                          |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 普通株式 170,000 株                            |
| (3) 処分価額         | 1 株につき 803 円                              |
| (4) 処分総額         | 136,510,000 円                             |
| (5) 処分予定先        | 当社取締役 3 名 160,000 株<br>当社従業員 1 名 10,000 株 |

2. 発行及び処分の目的及び理由

当社は、2026 年 9 月 29 日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）及び従業員（以下、「対象従業員」といい、対象取締役及び対象従業員を総称して、以下「割当対象者」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

本制度は、2026 年 9 月 29 日開催の第 50 回定時株主総会において導入が決議され、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬として支給する金銭債権を年額 200 百万円以内とし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年 160,000 株以内、譲渡制限対象期間を

4年とすることにつき、ご承認をいただいております。なお、上記の株式の総数は、4年間の役務提供の対価として一括して交付する場合を想定したものであり、実質的には1事業年度当たり40,000株を超えない範囲での付与に相当すると考えております。

今回、本制度に基づき、当社は、2026年9月29日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行及び自己株式の処分に係る募集事項を決定することを決議し、割当予定先である当社の取締役3名及び従業員1名に対し、本制度の目的、割当対象者の職責の範囲などに鑑み、金銭債権合計152,570,000円を付与し、普通株式合計190,000株（以下、「本株式」といいます。）を割り当てることを決定いたしました。

発行及び処分においては、本制度に基づき、割当対象者が当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式の発行及び当社が処分する普通株式の割当てを受けることとなります。また、当該金銭債権は、割当対象者が、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件として支給いたします。

### 3. 本割当契約の概要

#### ①譲渡制限期間

##### 【当社取締役】

##### （1）各割当対象者に付与される本割当株式のうち25%

2026年10月28日～2027年10月28日（ただし、2027年6月期に係る定時株主総会の終結時をもって退任した場合には、当該退任時）

##### （2）各割当対象者に付与される本割当株式のうち25%

2026年10月28日～2028年10月28日（ただし、2028年6月期に係る定時株主総会の終結時をもって退任した場合には、当該退任時）

##### （3）各割当対象者に付与される本割当株式のうち25%

2026年10月28日～2029年10月28日（ただし、2029年6月期に係る定時株主総会の終結時をもって退任した場合には、当該退任時）

##### （4）各割当対象者に付与される本割当株式のうち25%

2026年10月28日～2030年10月28日（ただし、2030年6月期に係る定時株主総会の終結時をもって退任した場合には、当該退任時）

##### 【当社従業員】

##### （1）各割当対象者に付与される本割当株式のうち25%

2026年10月28日～2027年10月28日

##### （2）各割当対象者に付与される本割当株式のうち25%

2026年10月28日～2028年10月28日

##### （3）各割当対象者に付与される本割当株式のうち25%

2026年10月28日～2029年10月28日

##### （4）各割当対象者に付与される本割当株式のうち25%

2026 年 10 月 28 日～2030 年 10 月 28 日

上記に定める譲渡制限期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません（以下、「譲渡制限」といいます。）。

## ②譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間、継続して、当社又は当社の子会社の取締役又は使用人の地位にあったことを条件として、上記の通り本割当株式の 4 分の 1 ずつについて、本割当日から 1 年が経過するごとに譲渡制限を解除する。但し、割当対象者が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に地位を退任又は退職した場合（死亡による場合を含む。）には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

## ③当社による無償取得

割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役又は使用人を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。また、当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において上記②の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。加えて、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合においても、在職期間に応じて算定される数を超える本割当株式については、当社は当然に無償で取得する。

## ④株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、割当対象者がみずほ証券株式会社に開設した専用口座で管理されます。

## ⑤組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、上記により譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先、処分予定先に対する本株式は、本制度に基づく当社の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を現物出資財産として行われるものです。

発行及び処分における発行価額、処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026 年 9 月 28 日）の東京証券取引所における当社普

通株式の終値である 803 円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上